

設計図書等の閲覧等に係る取扱要領

平成11年6月1日訓令第27号

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事、修繕、測量・建設コンサルタント等、物品調達、役務の提供等（以下「工事等」という。）の入札に参加する者への閲覧及び貸出しに供する設計図書、仕様書、図面等（以下「設計図書等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。
(設計図書の部数等)

第2条 閲覧及び貸出しに供する設計図書等の部数は、3部とする。

2 前項の規定にかかわらず、設計内容によっては、設計図書等を一般競争入札における入札参加希望者又は指名競争入札における指名業者（以下「入札参加希望者等」という。）全員に配布することができる。

(閲覧及び貸出の対象)

第3条 閲覧及び貸出しは、当該工事の入札参加希望者等を対象に行うものとする。ただし、一般競争入札における入札参加希望者が、入札参加資格を有していないことが明らかである場合は、閲覧及び貸出しの対象としないものとする。

(閲覧及び貸出の時期)

第4条 入札執行者は、入札公告又は指名通知書に記載した時期から設計図書等の閲覧及び貸出しを開始し、原則として入札執行日の前日まで、申請に基づいて閲覧及び貸出しに供するものとする。

2 貸出しは、原則として半日単位とし、午前の貸出しについては当日の正午までに、午後の貸出しについては当日の勤務が終了するまでに返却するものとする。

3 閲覧及び貸出場所は、原則として契約検査室とする。

(閲覧及び貸出の手続)

第5条 設計図書等の閲覧及び貸出しを希望する者は、設計図書等閲覧及び貸出者名簿（様式第1号）を提出し、閲覧及び貸出しを受けるものとする。

(複写について)

第6条 設計図書等の貸出しを受けた者は、当該設計図書等を複写できるものとする。

(設計図書等の内容に関する質問等について)

第7条 設計図書等の内容に関する質問等は、設計図書等に対する質問書（様式第2号）により入札執行日の5日前までに入札執行者に提出するものとする。

2 書面による質問等に対する回答は、書面（様式第3号）により入札執行日の3日前までに質問者に回答するとともに、入札参加希望者等全員にその内容を周知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、見積期間の短い工事等については、別に期間を定め、質問を受け付けるとともに、回答することができるものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成11年6月1日から適用する。

附 則（平成13年6月1日訓令第33号）

この要綱は、平成13年6月1日から施行し、同日以降の起工から適用するものとする。

附 則（平成22年10月1日訓令第72号）

改正

平成24年11月27日訓令第98号

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日訓令第49号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年11月27日訓令第98号）

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年12月 5 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、同日前に指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年12月 5 日訓令第104号)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年12月 5 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告又は、指名通知を行う入札について適用し、同日前に指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

設計図書等閲覧及び貸出者名簿

番 号 及 び 名 称	(番 号) (名 称)		
・ 閲 覧 ・ 貸 出 し ※どちらかに○印を付けてください			
受付月日	年 月 日		
会 社 名			
氏 名			
貸出日時	※職員記入欄 午前 時 分 午後 時 分 貸出職員氏名	返却日時	※職員記入欄 午前 時 分 午後 時 分 確認職員氏名

様式第 2 号（第 7 条関係）

年 月 日

鹿角市長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

設計図書等に対する質問書

番号及び名称	
質問内容	

様式第 3 号（第 7 条関係）

年 月 日

各 位

鹿角市長

設計図書等に対する質問書への回答について

下記の案件に係る質問について回答します。

記

番号及び名称	
質 問 要 旨	
回 答	